主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人村田利雄の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張するけれどもその実質は 刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても本件につき同四一一条 を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

| _ | 精 | Щ | 霜 | 裁判長裁判官 |
|---|----|---|----------|--------|
| 茂 | | 山 | 栗 | 裁判官 |
| 重 | 勝 | 谷 | 小 | 裁判官 |
| 郎 | 八 | 田 | 藤 | 裁判官 |
| 郎 | 唯一 | 村 | 谷 | 裁判官 |